

介護職員等研修事業委託業務公募型プロポーザル企画提案説明書

1 事業名

介護職員等研修事業委託業務

2 目的

介護職員等に対して、業務遂行上必要な研修や資格認定講習等を総合的・計画的に実施することにより、その資質向上を図る研修を行うほか、高齢者の生活の質の確保を図り、高齢者を地域全体で支える地域づくりを支援するため、広く地域住民に対し、介護に関する意識啓発や介護知識・技術の普及等を行う介護実習・普及センター運営事業を実施する。

3 事業の内容

別添「令和5年度（2023年度）介護職員等研修事業実施要綱」のとおり

4 委託契約の方法等

(1) 契約方法

随意契約

(2) 契約の相手方の選定

当該委託業務の遂行方法について、企画提案書を審査会等において審査し、最良と認められる企画提案書を提出した事業者を随意契約の相手方とする公募型プロポーザル方式を採用する。

(3) 契約の根拠

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）運用方針第3節関係1（2）（契約の目的物が代替性のないものであるとき。）に該当し、随意契約とする。

(4) 契約期間

契約締結日から令和6年（2024年）3月31日

(5) 契約書及び業務処理要領

選定された企画提案書を作成した事業者に対して別途作成・提示する。

(6) 契約保証金

ア 契約を締結しようとするものは、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。

イ 契約保証金の免除、納付方法等については、地方自治法施行令第167条の16、北海道財務規則第171条及び第172条の定めるところによる。

5 予算額上限

71,226千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

この金額は、現時点での業務規模を示すものであり、契約金額は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

6 プロポーザル参加事業者の資格要件

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 介護人材等の育成に関する研修開催の実績を有していること。
- (2) 介護技術や福祉用具の普及に関するノウハウを有し、情報の提供に関する業務を適正に行えること。
- (3) 公益財団法人テクノエイド協会が主催する福祉用具プランナー研修（eラーニング学習を除く）を開催できること。
- (4) 道内に本社若しくは事業所（本業務を実施するために設置する場合を含む。）を有する法人であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当していないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていないこと。
- (7) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (8) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (9) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (10) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合は除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (11) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く）。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

7 プロポーザル審査の考え方

審査会等における審査において重視する項目は次のとおりである。

- (1) 企画提案事業者の業務遂行能力
 - ア 当該委託業務を遂行するに必要な体制が確保されているか。
 - イ 介護人材等の育成に関する研修開催の実績を有しているか。
 - ウ 介護技術や福祉用具の普及に関するノウハウを有し、介護情報の提供に関する業務を適正に行えるか。
- (2) 研修の実施
 - ア 受講者の利便性に配慮した開催地、会場、スケジュール等となっているか。
 - イ 各研修科目の適切な実施のため、必要な経歴、資格、経験等を有する講師が確保されているか。
- (3) 課題や研修ニーズの把握
介護施設等における人材育成の課題や資質向上のための取組・研修ニーズの把握を随時行うことができるか。

8 手続等

(1) 担当部局

北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課介護運営係

住 所：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電 話：011-231-4111（代表） 内線25-666

011-204-5176（直通）

F A X：011-232-8308

(2) 企画提案説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間 令和5年(2023年)2月10日(金)から令和5年(2023年)2月24日(金)まで
(交付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで)

イ 交付場所 上記担当部局又は北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課のホームページ
(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/>)からのダウンロードによる。

ウ 資格審査申請書の提出

(ア) 提出部数 1部

(イ) 提出場所 上記(1)に同じ

(ウ) 提出期限 令和5年(2023年)2月24日(金)午後5時まで

(エ) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便)による

(オ) 申請書の内容 別紙様式による

エ 企画提案書の提出

(ア) 提出部数 8部(事業者名を記入したもの:1部、事業者名を記入していないもの:7部)

(イ) 提出場所 上記(1)に同じ

(ウ) 提出期限 令和5年(2023年)3月6日(月)午後5時まで

(エ) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便)による

(オ) 企画提案書の内容 別紙様式の記載内容に基づき作成すること。様式はA4縦判(表紙を含めず10枚以内)とする。

オ プロポーザルに関するヒアリング

企画提案書の内容についてヒアリングを実施するが、日時及び場所について別途通知する。

なお、ヒアリングには、当該事業の責任者となることを予定している者が必ず出席すること。

9 その他

(1) 企画提案書が次のいずれかに該当する場合には無効となることがあるので留意すること。

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

ウ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

エ 虚偽の内容が記載されているもの

(2) プロポーザルのヒアリングに参加しなかった場合のプロポーザルは無効とする。

(3) 企画提案に係る経費は、企画提案を行う法人の負担とする。

(4) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

(5) 企画提案の採否については、文書で通知する。

(6) 提出された企画提案書は返却しない。